

様式第3号（第13条関係）

会議録

会議の名称	令和8年度第1回朝霞市文化財保護審議委員会会議	
開催日時	令和8年7月8日（水）午後2時～午後3時10分	
開催場所	朝霞市博物館 講座室	
出席者の職・氏名	委員7人 （新井浩文委員、笹森紀己子委員、斯波治委員、鈴木康之委員、陶山憲裕委員、寺元正俊委員、富岡則夫委員） ※委員名五十音順 事務局5人 （堀川生涯学習部長、西島文化財課長、岡部課長補佐、三井田係長、安田主任）	
欠席者の職・氏名	橋本直子委員	
議題	1 令和7年度事業報告・令和8年度事業予定について 2 柊塚古墳歴史広場の用地取得について 3 その他	
会議資料	・令和8年度第1回文化財保護審議委員会会議 会議次第 ・令和8年度第1回文化財保護審議委員会会議資料	
会議録の作成方針	☐ 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	☒ 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	☐ 要点記録	
	☐ 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	☒ 会議録の確認後消去 ☐ 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 議長 による確認	
傍聴者の数	なし	
その他の必要事項		

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

○開会

司会：岡部課長補佐

（堀川部長より挨拶）

（文化財課職員の人事異動報告）

（配付資料確認）

（陶山議長より開会の言葉）

（岡部課長補佐）

これより議事に入ります。議事の進行は陶山議長にお願いします。

（陶山議長）

本日の会議については、非公開に該当とする部分はありませんので公開とし、傍聴要領に基づいて傍聴を許可しています。会議の途中でも、傍聴希望者があった場合は、傍聴要領に沿って入場していただきますので御了承ください。

本会議の会議録の確認ですが、議長である私に一任いただいてよろしいですか。

（委員より、はい、の声あり。）

（陶山議長）

それでは、これより議事に入ります。

本日の議事は

- （１）令和７年度事業報告・令和８年度事業予定について
- （２）柊塚古墳歴史広場の用地取得について
- （３）その他

となっています。議事進行について、御協力のほど、よろしくお願いします。

◎議事（１）令和７年度事業報告・令和８年度事業予定について

（陶山議長）

議事（１）「令和７年度事業報告・令和８年度事業予定について」、事業局から説明をお願いします。

（三井田係長）

私から説明させていただきます。資料１を御覧ください。今回から資料の内容を一部変更しています。

これまでは、各年度２回目の会議の際に、それまでの進捗状況を報告していましたが、今回の資料から、前年度３月末の状況を合わせて御説明・御案内した方がわかりやすいものについては、前年度末の状況を掲載しております。比較して見ていただくと御理解いただける部分があるかと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは説明に入ります。資料１「文化財保護普及事業」から始めます。文化財が市民共有の財産であるという意識の啓発と醸成のため、文化財保護普及を図ることを目的としています。

まず、文化財保護審委員会会議ですが、年間２回の会議を予定し、本日が今年度１回目です。２回目は、昨年度同様２月に実施できればと考えています。

続きまして、文化財関係団体への補助金ですが、朝霞市一夜塚古跡保存会、根岸野謡保存会、溝沼獅子舞保存会、３団体に補助金を交付して、活動の一助としていただいています。

文化財保護に関する啓発活動として、文化財案内地図の配布のほか、近年はホームページあるいは市のＳＮＳといった電子媒体を積極的に活用しております。

その中でも、朝霞市文化財課・博物館フェイスブックについては、情報の即時性ということですぐに情報が出せるように、という観点から使用しており、昨年度は１３件の記事を掲載しています。

これと関連して、発掘調査に関する情報提供として、「あさか発掘トピックス」という形で発掘調査の速報を掲載しているほか、「あさか埋文レポート」という埋蔵文化財の発掘調査に関する記事を掲載しています。

なお、博物館で、約２週間後ですが、７月１８日から８月３０日までの間、「あさか発掘調査速報展」ということで、昨年度の発掘調査に関する展示を行う予定ですので、お時間がございましたらお立ち寄りいただければ幸いです。

それから、小学校での展示ですが、市内小学校10校のうち6校で、出土遺物とともに概要説明の展示をしています。こちらについては、実施校数を増やすこととあわせて、実際どのように使われているか確認ができていないという課題がありますので、そういった状況確認にも取り組んでいきたいと考えています。

続きまして、指定文化財等保護管理事業です。市内の指定文化財の、主に管理に関する内容となっております。具体的に申しますと、柊塚古墳歴史広場、広沢の池、二本松、湧水代官水の保護管理となります。

主なものとしては、既に整備済みで公開施設としている柊塚古墳あるいは湧水代官水などについては、敷地とトイレの鍵の管理、清掃、軽易な除草等の管理作業等を業務委託しています。

それに加えて、毎年必要となる除草などについては、業務委託で行いますが、近隣との関係などで、どうしても緊急的にやらなければいけない、かつ、予算措置が間に合わないというような場合で、私どもで実施が可能なものは職員が除草あるいは簡単な剪定などは行っています。そうはいても、我々は専門の業者ではありませんので、安全第一に管理しながら実施しています。

そういった中で、湧水代官水に関して「敷地管理にかかる業務委託」の部分で、令和8年度は既に5回、管理作業を計画していますが、資料にヨシ刈りとありますのは、水路にヨシがはびこってしまい、見た目にも湧水の水路が見えにくい状況でしたので、この春、ヨシが伸びる前に刈り込みを行っております。

それから、柊塚古墳に関して2点ほどございます。まず去年の10月、あさか市民大学という団体から、柊塚古墳を見学したいという申込みがあり、事前打合せの中で御希望もあったので、非公開としている古墳の墳丘に上がっていただくなどしています。

2点目は用地管理として、柊塚古墳歴史広場の用地に一部民有地があり、借用して管理・運営していましたが、地権者から要望がありましたので、現在買取りに向けて調整を進めているところです。詳しくは議事（2）で御報告・御説明します。

続きまして、埋蔵文化財調査保存事業ですが、開発行為等に伴う試掘調査、発掘調査の実施、出土遺物など資料整理、発掘調査報告書の作成などを行っています。

まず、資料整理については、埋蔵文化財センターにおいて、会計年度任用職員の文化財調査員9人が、担当職員の指示の下で行っています。人数に変更はありません。

それから、「発掘調査報告書の作成」と「発掘調査報告書作成のための資料作成」、この2つを併せて御説明いたします。

令和８年度は２冊の発掘調査報告書の作成を予定している中で、人部・峽遺跡第６地点と宮台・宮原遺跡第１１地点、この２地点を１冊の報告書にまとめる計画として、資料作成業務の中で２件をまとめて整理等進めています。それとは別に、泉水山・富士谷遺跡第５８地点を１冊として刊行する予定で作業を進めているところです。

出土金属製品の保存処理は、予算の範囲にはなりますが、令和８年度は７点の保存処理を予定しております。

確認調査、試掘調査の実施状況ですが、上段の表の令和７年度は年間での状況、下段の表の令和８年度は、４月・５月の状況ですが、この２か月間で１２件となっています。単純計算で比較しますと、前年度同様という計算になります。

重機の使用状況は４月・５月の比較で載せています。試掘調査、確認調査の実施状況に合わせて、試掘で重機を使用していることを御承知おきください。

これと合わせて、これまでの会議の中でも御報告・御説明していますが、令和４年度以降、朝霞市の南東部分ですが、あずま南地区土地区画整理事業を行っている場所で、事前の埋蔵文化財の試掘調査を、文化財課での一つの大きな事業として昨年度まで取り組んでまいりました。資料にございますが、昨年度末の状況で、面積割合で９０．１７パーセント、９０パーセント以上まで調査が進みましたので、市の内部でも協議いたしまして、大きな事業としての取組は昨年度まで、令和７年度まででとどめて、今年度以降、通常の試掘調査と同じ取扱いとして、残った部分は随時調査を行っていく予定にしています。

発掘調査の状況ですが、昨年度は資料の表にあります７件の発掘調査を実施いたしました。うち２件が個人住宅の建設に伴うものになります。

その中で、島の上・泉水山遺跡第３地点につきましては、今年度に入りまして５月まで調査を行っております。それを除きますと、令和８年度４月以降、島の上・泉水山遺跡を除きましては、今のところ発掘調査の実施はございません。

しかし、今月末から２件、それから８月のお盆明けに１件というところで発掘調査の開始に向けて、現在、調整しているところです。

先ほど陶山議長からも御心配いただきましたが、７月下旬から調査開始ということで、正に夏本番という時期に発掘調査が始まりますので、気候的な部分を十分に配慮しながら、実施していきたいと思います。また、中長期的に見ますと、埋蔵文化財調査の専門職員の確保につきましても、引き続き図っていきたいと考えております。

次に、埋蔵文化財センター管理事業ですが、埋蔵文化財保護に関する業務の拠点であり、資料の整理・保存・活用の拠点でもある埋蔵文化財センターの管理を行っています。具体的には建物の管理に関することになりますが、機械警備、それから空調設備などの保守点検を業務委託で行っています。

以前より申し上げていますが、建物の老朽化が大きな課題となっており、埋蔵文化財の保護に関する拠点として必要な施設ですので、市の各部署に協力いただきながら、他方面から維持管理について検討したいと考えています。

続きまして、旧高橋住宅管理運営事業です。旧高橋住宅の管理とともに保存活用を図っております。

管理状況については、敷地と建造物の鍵の管理・清掃・軽易な除草などの管理作業、それから不在時の機械警備、電気設備や消防設備などの保守点検を行っております。

それから、敷地内の除草・樹木剪定などは、業務委託のほか職員、ボランティアにもやっていただいています。

それから、かまどで火を焚いて、煙でいぶすことで、茅葺屋根と建造物のくん煙を行っております。

また、防災的な部分に関して、消防訓練を毎年実施しております。

先ほど少し申し上げました、ボランティアの状況ですが、登録制として、現在23人おられます。来園者への対応ですとか、畑の管理・活用、敷地の整備、活用事業の実施など、御協力いただいております。活動中のケガなどへの対応ということで、安全保険に加入しておりますほか、活動に関する資材などは文化財課の方で準備しております。

それから、トピック的なところで、今年の3月ですが、ボランティアから自主事業として、3月3日のひな祭りに近い、来園者が見込まれる日に、来園された方と交流を深めるという内容で事業実施の提案がありました。

コロナ禍以前にも、大々的にはありませんが、同様のことをしていました。ところがコロナ禍があったことにより、ボランティアが少しちゅうちょしてしまうような部分と、コロナ禍があけても無制限に人が集まってしまうというのはどうなのだろうかということでやはり遠慮されていたということで、「やりたいがやらない方が良いのかもしれないね」と話していたということを聞くことができたのですが、その一方で、自分たちも旧高橋家住宅を盛り上げていきたいという気持ちが醸成されてきている、高まってきている、というところで相談を受けました。ボランティア自主事業として、令和8年3月に「古民家で楽しむひな祭り」ということで実施し、来園者に好評を頂きましたこ

とから、同様に令和8年5月に端午の節句ということで引き続き実施しています。恐らく次の3月もやっていただけるかな、と期待しています。

関連する部分もありますが、活用状況です。農業体験や自然観察、年中行事に関するものなどの事業を計画しております。活用事業に関しましては、今年度の予定と昨年度の実績を合わせて資料に記載しています。また、時期ごとの年中行事の展示、昔のおもちゃで自由に遊んでいただける「昔のおもちゃで遊ぼう」コーナーを用意しています。

最後に、この2か月間の入園者状況ですが、令和8年度・7年度で比べますと、若干増加しています。以前も委員の皆さんから御質問いただいたことがあります。来園者増に向けて特別に動いているわけではございませんので、いわゆる自然増ということかと、大変有り難く思っています。

議事（1）の説明は以上です。

（陶山議長）

ただいまの説明について御意見や御質問はございますか。

令和8年度事業は、令和8年5月31日までの内容ですので、その後のことにも御意見があれば言ってください。

（笹森委員）

埋蔵文化財関連事業で、博物館で速報展示をされるということで、恐らく博物館の事業ということになるのかもしれませんが、担当職員や学芸員の解説だとか、夏休みの時期なので子供たちが何か体験できるとか、そういう企画はありますか。

（三井田係長）

「あさか発掘調査速報展」についてもう一度申し上げます。7月18日から8月30日の間、昨年度の発掘調査の速報ということで博物館で展示を予定しています。

埋蔵文化財調査担当の職員が準備を進めているところですが、展示のみとして、催物は計画していません。先ほど申し上げたとおり、7月末ぐらいから次の調査が始まるという中で、埋蔵文化財の調査と併せての啓発活動ということで、日常の調査業務と同時並行となり、そういった企画が計画しにくいところがあり、ただ、そういうことも実施してもよいかと思いますので、今後検討します。

(新井委員)

湧水代官水については、今年、ヨシ狩りを予定していますが、これは例年、ヨシが繁茂していたものを、これまではやってこなかったけれど今年やるということで計画したのか、それとも、今年が異常発生しているのか、その辺りの状況を教えてください。

(三井田係長)

ヨシ狩りに関しては、自然に生えるものなので、じわじわと増えていたものが、昨年度ぐらいですか、余りにも量が多くなったので、業者に相談して、はびこる前に1回手を打とうということで、この4月に、株を除去するという形で対応しています。

(笹森委員)

旧高橋家住宅の事業の中で、ボランティア主体で、ひな祭りや端午の節句など始められて、とてもいいことだと思います。実績として141人と92人とありますが、1回に30人、40人と集まるわけではなくて、何回かに分けたり、あるいはお客さんがいらっしゃったときに説明したりとか、やり方を教えていただければと思います。

(三井田係長)

ボランティア自主事業として、「古民家で楽しむひな祭り」「古民家で楽しむ端午の節句」ということで、企画していただきました。当日の午前中、10時から12時までと時間を切って、御来園いただいた方とお話したり、あるいは「昔のおもちゃで遊ぼう」のコーナーで一緒にお子さんと遊んだりする中で、お茶でも御一緒にどうですかとお声掛けして、お茶とお茶菓子を提供したりなど、そういう形でやっております。

人数的な部分でいうと、大勢集まってもお相手しきれないという部分と、実は3月の計画時に、前課長の藤原課長から、くれぐれも注意して、ということ言われていましたが、ボランティアが計画したものとはいいながらも、余りに疲れてしまって、次はもうやめよう、となってしまうと、せっかく始めたことなので残念ですので、そういうことがないようにしようという話をしました。広報なども、先ほど少し説明しましたフェイスブックでの広報のみにとどめました。それ以外では、ボランティアさんたちが、御自分たちで、いわゆる口コミで声がけした、ということは聞いています。集客に関してはその程度にとどめ、時間も10時からお昼までとして、12時で「はい、ここまで」というわけにはいかないので、ある程度お客様がいなくなるまではお相手しましたが、

そういった形で運営し、3月のひな祭りが92人、端午の節句が141人ということでした。人数は増えていますが、ボランティアさんからは「楽しかったね」という感想でしたので、これが例えば200人、300人と増えてしまうとどうなのかなという、先ほどの話ではありませんが、疲れてしまうなど心配する部分も出てくるとは思いますが、今のところはいいい形で実施できているのかなと思います。

（笹森委員）

ゆったりした空間で行うから、一堂に集めて、というより、説明にあったように随時されていくというのが、利用者にも、説明する方にも、とてもすばらしい時間になるのではないかと思います。

（陶山議長）

旧高橋家住宅は重要文化財ということで、利用に関しては制約などあるのですか。

（三井田係長）

利用に関しては、もちろん私どもが気を付けていることはありますが、利用者に対して目に見えて不便をかけるようなことがないようにしており、また、そういう部分は余りないかと思います。むしろ私どもの管理上、ここまでは日常管理でOKだけれども、グレーゾーンになってくると、埼玉県と一度相談をして、という、そういった部分で気を付けています。

（斯波副議長）

確認ですが、湧水代官水のヨシ刈りは、草刈りのみではなく根を除去するのか、資料には伐根とありますが、根の除去もするのですか。

（三井田係長）

ヨシ刈りに関しては、ヨシが繁茂している時期に、業者に見てもらった上で仕様を定めて、伐根までを含めてやっています。

(斯波副議長)

ありがとうございます。再確認ですが、水路部分のヨシ刈りということかと思いますが、水生生物についてどうだったのか、どういう注意を払ったのかということをお尋ねします。

(三井田係長)

以前に、水質調査業務を私が担当していた頃に、委託業者に、実際のところ水生植物の有無はどのように影響するのか、という確認したところ、ある程度生えていた方が水中の生物、魚類などが隠れる場所になるので、ある程度はあった方がいいという話は聞いています。湧水代官水については、まず多いのがアメリカザリガニで、目に見えてわかるぐらい数がありますが、それ以外の動物となるとなかなか見えない、見づらいと言った方がよいかと思います。ゼロということはないかと思いますが、現況はそういった状況です。先ほど申し上げた、いわゆる魚の隠れ場所としての水生植物の在り方、ということを考えてとしても、余りにも繁茂し過ぎている状況でしたので、一度きれいにし、ヨシですので消えてしまうものではないので、今後出てきたものを改めて管理していくことを考えています。

(鈴木委員)

埋蔵文化財センター管理事業についてお尋ねします。公開状況というところで昨年度来所者24人ということで、公開の運営状況はどのようなになっているのか、というところを伺います。

(三井田係長)

埋蔵文化財センターの公開状況に関しては、基本的には開所時間中は、見学スペースがございますので、自由に御見学いただけるというところに加えて、御案内できる職員がそのときにいれば、文化財調査員による埋蔵文化財の整理作業の様子を併せて御見学いただく形で対応をしています。

ただし、埋蔵文化財センターは、埋蔵文化財の整理作業の拠点と考えており、見学場所も限られています。博物館のように大々的に見学に来てくださいという形ではPR・広報等していませんが、職員がいるときは自由に御見学いただけるよう準備はしている、ということになります。

(鈴木委員)

わかりました。小中学校では今年度から探求的な学びをテーマに、取組を進めていく中で、博物館の見学は小学生のときに実施していますが、飽くまでも整備された展示物という形での文化財に触れる機会となっています。その元となる部分と言いますか、そういった部分に携わる方々の御苦勞や文化財に懸ける思いなど、そういったものに触れることで、より学びが深まるのかな、というニーズが聞こえてきたので、限られた中とは思いますが、機会があれば受け入れていただけると有り難いと思います。

(三井田係長)

ただいま鈴木委員から話がありました探究的な活動ですが、旧高橋家住宅になりますが、実はある高校から、探究的な活動で是非見学したいという要望がありました。それに当たって、私も初めて、そういうものが始まるのだと認識をしまして、不勉強で申し訳ございません。

そのお話を頂いたときに、その高校、生徒さんのニーズを聞きながら、ではこのように対応します、ということで受けさせていただきました。市内の小中学校でも、こういうふうに使いたい、やりたいというようなお話があれば、内容を詰めながら、受け入れていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

(陶山議長)

ほかには何かございませんでしょうか。

では、私から、埋蔵文化財センターについては以前から言っており、予算のこともあるとは思いますが、資料中、空気調和設備保守点検について「令和7年度 経年による交換推奨」とありますが、令和8年度にできるのですか。埋蔵文化財センターはかなり暑いので、改善できるのか、課長に回答をお願いします。

(西島課長)

空調機器については、まだ稼働できている状況です。ただし、交換推奨という指摘を受けながらにはなりますが、今、市役所全体として、いろいろな施設が更新時期を迎えています。この前のプレスリリースや、議会等でも話が出ましたが、中央公民館工事は11月で終了できるところが、部材の調達が遅るなどがあり、そういった影響もあつ

て、工事が先送りになっている状況もあります。埋蔵文化財センターの状況などしっかり提案しながら、市役所全体として考えてまいりたいと思っています。

(陶山議長)

わかりました。

ほかにはないようでしたら、議事(1)については御異議ありませんでしょうか。

(異議なし、の声あり。)

(陶山議長)

議事(1)「令和7年度事業報告・令和8年度事業予定について」は承認されました。

◎議事(2) 柁塚古墳歴史広場の用地取得について

(陶山議長)

議事(2)「柁塚古墳歴史広場の用地取得について」、事務局から説明をお願いします。

(三井田係長)

御説明いたします。県指定史跡「柁塚古墳」は、現状で「柁塚古墳歴史広場」として整備し、公開しております。この用地に関することになりますが、場所としては朝霞市岡三丁目地内となり、今回の対象は岡三丁目32番の土地になります。資料2の案内図を御覧いただくと、案内図の中央、黒い線で囲ってあるのが「柁塚古墳歴史広場」で、その左側、色をかけてありますのが、今回取得対象となる部分です。

下段の図が登記書の公図で、案内図と同様に黒枠で囲ったのが柁塚古墳の範囲で、そのうちの32番の範囲になります。面積が公簿地積で1,067平方メートルです。

「柁塚古墳」の概要について、これまでの経緯で申し上げますと、昭和44年に埼玉県選定重要遺跡となり、平成9年には朝霞地域の代表的な古墳として市指定文化財に指定しています。一方で、「柁塚古墳」の保存を図る目的で、将来的に公有地化することを目的として、平成9年から用地の賃貸借契約を開始しております。

その後、平成14年に埼玉県指定史跡に指定され、保存整備工事を経まして、現状では「柊塚古墳歴史広場」として整備、公開しております。

史跡の対象地となっている土地が6筆ありますが、そのうち5筆については、既に公有地化が済んでおります。今回取得対象の32番は、公有地化しないまま、賃貸借料を払って借り受けていました。

現状の「柊塚古墳歴史広場」における32番という土地の場所としては、古墳の墳丘の一部、古墳の周濠の一部、それから現状でトイレなど便益施設を整備している範囲がそれに当たります。

実情としては、令和7年度中から動きはあり、地権者様から相続に伴う相談ということで、この土地を市で買い取ってもらいたい、という話がありました。賃貸借契約の中に買取り請求を申し出る規定があるところから、そういった相談を経まして、市に対して買取り請求が出されたという状況です。

現状としましては、まず、実測を行い、地権者様と朝霞市との間で、境界の確認、面積の確認などを行った上で、関係各部署と予算確保等の調整を現在進めています。

先ほど、昨年度中から話があったと申し上げましたが、2月の会議の時点ではまだ具体的な方向が出ていなかったため、今日の会議での御説明・御報告という形になりましたが、埼玉県指定史跡の土地の確保という観点から、改めてこの場で御説明させていただきました。

(陶山議長)

付け加えて説明をお願いします。今回取得する土地を詳細図に落とし込むと、どういった範囲になるのか、わかりにくいのでもう一度御説明願います。

(三井田係長)

承知しました。資料2の詳細図の中で御説明いたします。

中央から下へ向かってコンパスで描いたように円になっておりますのが、後円部です。そこから左上に向かって伸びていきますのが前方部です。この図面で言いますと、左側に前方部があり、そこから右へ後円部がある、前方後円墳となります。これを取り囲むように周濠、古墳の濠があるという状況で、更にその周り、北西側に駐車場とトイレがあります。トイレは、後円部の墳丘から出土しました家形埴輪、博物館の展示室で展示していますが、出土遺物をモデルにしたトイレとなっています。

北東側には元から樹木が植えてあり、これは前地権者さんが植えていたものをそのまま残しています。梅や柿の木などがあり、樹木がある広場のようになっています。東側は崖地で、急な階段を下りると駐車場がありまして、全体的にはこのような造りになっています。繰り返しになりますが、今回の取得対象である３２番の土地の中には、前方部、後円部、それから周濠、便益施設がある場所が含まれることになります。

（陶山議長）

ありがとうございました。

柊塚古墳歴史広場の用地取得について、御質問等ありましたらお願いします。

（笹森委員）

柊塚古墳のこの土地を今回取得できれば、全域を市で所有することになるので、購入できれば大変すばらしいことなので、機会を逃さずに購入していただきたいです。よくあるのが、相続によって地権者が何人にもなって、その内に連絡が取れない人がいたりすると買い取れなくなるし、境界立会いも同じことです。今、こういう条件が整っている絶好の機会に購入できるのはすばらしいことだと思います。ただし、かなりの巨額かと、数えられないほどの桁数の額だと思いますが、この機を逃さずに買い取っていただきたいと思います。県南部でも、こういうことはなかなかできていないと思います。

それから、県指定史跡ということで、補助金関係はどうでしょうか。

（三井田係長）

今後、買取りに向けて動いていくわけですが、御指摘があったことに関しては、複雑な相続ではなかった、ということが幸いしているかと思っています。

それから、県指定史跡ということで、県費補助に関して問い合わせたところ、補助対象ではありますが、埼玉県の方でもやはり予算の許す範囲、というところがありまして、今回は急に出てきた話なので、例えば何年も前からわかっているということであればまだ相談の余地はあったのかなと思いますが、県の方でも予算措置がなかなか難しいという話ですので、困難であろうと考えています。

（笹森委員）

わかりました。補助金がなくても、この機を逃さずに是非頑張ってください。

(陶山議長)

ほかに何かございませんか。

笹森委員が言われましたように、時間が経過すると条件が全然変わってしまいます。ましてや、一番大事なところにかかっている場所ですから、安心して公開し、保存できるようにした方がよいと思いますので、事務局の方でよろしくお願いします。

それでは、議事(2)について、御異議ありませんでしょうか。

(はい、との声あり。)

(陶山議長)

それでは議事(2)「柊塚古墳歴史広場の用地取得について」は、承認されました。

◎議事(3) その他

(陶山議長)

次に、議事(3)「その他」について、事務局から説明をお願いします。

(三井田係長)

簡単な報告のみになりますが、湧水代官水についてです。

湧水そのものではなく、湧水のかん養林として位置付けている山林のことですが、隣接民有地において結構な規模での開発行為が予定されており、民有地の安全性確保の観点から、民有地側に擁壁を設置したいとの相談を受けています。官民境界での擁壁設置ということで、市有地側でやむ無く施工しなければいけない部分があるため御相談いただいたわけですが、まずは民有地の安全性の確保というところに観点を置いて、資料などを提出いただき検討しました。湧水代官水というぐらいですから、湧水点が最も重要になるかと思いますが、湧水点からは相当な距離があるということと、かつ、官民境界はフェンスで仕切っておりますが、そのフェンス境の必要な部分だけの掘削という施工内容ですので、湧水そのものに影響はないと見込まれますので、これを許可して、今、工事が進んでいるところです。春に御相談いただいたので、今回の会議で報告させていただきました。

(陶山議長)

ただいまの説明に、御意見や御質問はございませんか。

(斯波副議長)

湧水代官水の敷地に直接影響を及ぼすような行為ではない、ということでよろしいですか。

(三井田係長)

隣接している民有地には、旧地権者の家作があり、長い期間使われていないような状況でしたが、そこに分譲住宅を建設する計画です。いろいろ規制があると思いますが、それをクリアするために擁壁を設置しなければいけないという、いわゆる安全対策になりますのでそのことと、かつ、文化財そのものに与える影響を検討すると、影響はほとんどないだろうと見込まれましたので、了承しました。

(陶山議長)

ほかに何かございますか。なければ議事(3)を終了とし、以上で本日の議事はすべて終了いたしました。進行を事務局へお渡しします。

○閉会

司会：岡部課長補佐

(斯波副議長より閉会の言葉)

(閉会)